

第3章 事業計画

1. 想定年次計画

本公園の整備スケジュールを想定する。

整備計画は、公園エリア区分に基づき次の4段階の目標を設定した。

- ・事業検討期間：施設計画・設計、整備手法の検討、各種法手続きの実施
 - ・第1次整備目標：余熱施設ゾーンと主要駐車場の開設
 - ・第2次整備目標：温水利用型健康運動施設、多目的グラウンド、芝生広場を含む北側エリアの開設
 - ・第3次整備目標：計画区域全域の開設

公園施設の整備は、ゾーニングによる区域毎の段階的施工を想定し年次計画を設定する。本計画に基づく整備工程を以下のとおりとした。

整備工程（案）

項目	平成 19 - 20	平成 21 - 23	平成 24 - 26	平成 27 -	内容等
全体施設計画・設計	→				測量・地質・設計
都市計画決定・事業認可	→	---		→	
用地取得（買戻し）	---	→	→		(土地開発公社より)
個別設計（実施）	---	→	→		
余熱施設ゾーン		→			建物及び周辺整備
駐車場ゾーン		→	→	→	第1,第2,第3 駐車場
運動ゾーン			→		
水辺ゾーン			→		調整池内 修景・観察施設
広場ゾーン			→	→	芝生広場
健康交流ゾーン			→	---	
緑地ゾーン		→	---	→	各ゾーン内植樹 市民参加植樹・花壇
その他関連施設 等		→	---	→	外周水路 基盤造成 周辺緑地 等
管理・運営		•	•	•	•

事業検討期間は、施設建設に向けて公園内及び周辺関連施設の整備に伴う関連機関との協議または手続き等、多岐に渡る調整が必要となるため充分な期間を設定する必要がある。

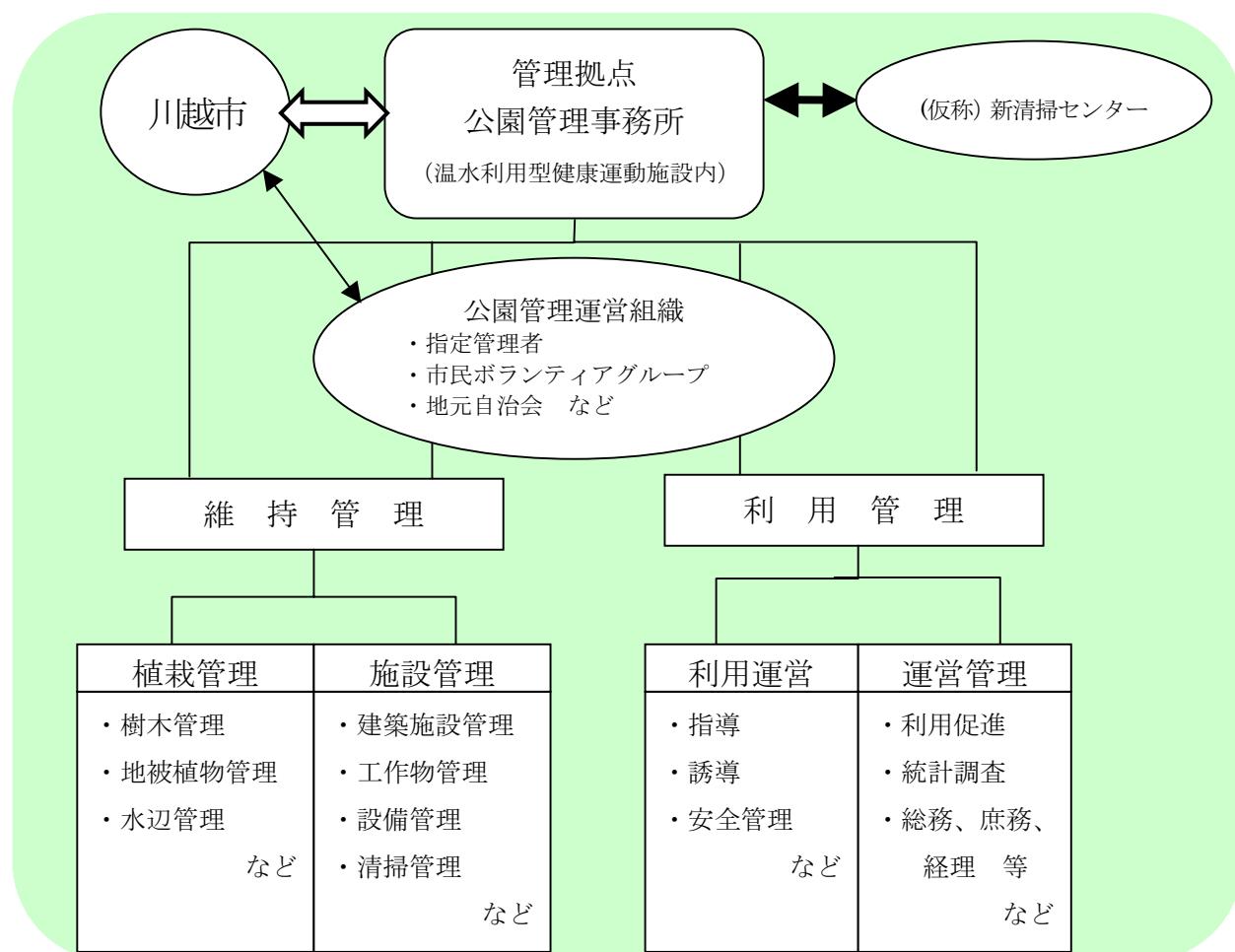
施設整備においては、段階的な整備目標を定め公園の早期開設を目指すものとし、整備が完了したゾーンから順次供用を開始することが望ましい。また、実斎段階では円滑な施工環境を確保するため、効率的な施工区域の設定と工程調整に留意する。

2. 管理・運営計画

(1) 管理運営の基本方針

本公園では、以下のような基本方針に基づいて管理運営を行うことが望ましい。

- ・総合公園として、市民に広く親しまれ、快適、かつ効果的に利用される管理運営を行う。
- ・教養施設としての役割を担う、環境面に配慮した郷土景観の構成種や四季を通じて季節感を味わえるよう考慮した樹種・草花を配した植栽に日頃から親しんでもらえるよう、市民参加による公園管理を導入する。
- ・子供から高齢者までが利用できる地域コミュニティ形成の拠点となるような各種イベントの企画運営を行う。
- ・「温水利用型健康運動施設」及び「多目的グラウンド」が地域スポーツ振興の場として寄与するよう企画運営を行う。
- ・(仮称)新清掃センターの「環境学習施設」と連携し、環境学習の場として寄与するよう企画運営を行う。
- ・来園者が安心して利用できるよう、各施設の安全管理、防犯対策を行う。
- ・災害時に効果的に利用されるよう、災害時対応のマニュアル作成等について検討する。
- ・年間の管理運営計画を作成し、効率的かつ効果的な管理運営を行う。



(2) 企画・運営計画

本公園では、管理運営の基本方針に基づき、市民参加による公園管理の導入、地域コミュニティ形成及び地域スポーツ振興の拠点となるようなイベントの実施、環境学習、防災に係る意識向上の場の提供が求められる。

以下に、本公園で想定される活動及びイベント等の例と拠点となるエリアを示す。

凡例	目的	活動・イベント例
	市民参加による公園管理	清掃、下草刈り、巡視 など
	地域コミュニティ形成	市民祭り、コミュニティ花壇(コンクール)、さくら祭り、農作物直販、デイキャンプ大会 など
	地域スポーツ振興	スポーツ大会 (ゲートボール、グラウンドゴルフ、ジョギング、バドミントン、バレーボール、少年サッカー、少年野球など)、スポーツ教室 など
	環境学習	環境関連展示、自然観察会、市民植樹祭、巣箱づくり、市民自然保護研究グループ 等の研究ヤード活用など
	防災に係る意識向上	防災訓練、防災関連展示、講習会 など

